

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年5月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2200040号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2300001号

第1 結論

昭和46年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和61年4月から平成19年12月までの請求期間については、国民年金第3号被保険者の期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年*月から昭和61年3月まで

② 昭和61年4月から平成19年12月まで

請求期間①について、私が20歳になった頃、母が私の国民年金の加入手続きを行い、自宅に来ていた集金人を通じて、母が私の請求期間①の国民年金保険料を納付してくれていたと思うが、国民年金の被保険者記録がなく、保険料を納付した記録になっていないので、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

請求期間②について、一部の期間は国民年金の第3号被保険者の記録になっているが、その他の期間は保険料未納等の記録になっているので、請求期間②の全ての期間を第3号被保険者の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、「母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。」旨主張している。

しかしながら、請求期間①当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われており、国民年金の加入手続きが行われた場合には手帳記号番号が払い出されることから、請求者の主張するとおりに請求期間①の保険料を納付するためには、請求者が所持している年金手帳(以下「所持する年金手帳」という。)の基礎年金番号とは別の手帳記号番号が請求期間①当時に払い出されていることが必要であるが、i) 請求者が請求期間①当時に住民登録をしていたとするA市は、「請求者に手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。」旨回答していること、ii) 社会保険オンラインシステ

ム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求期間①において請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iii) 請求者は、「所持する年金手帳以外に年金手帳を持っていなかった。」旨陳述していることから、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、請求者の母が、請求者の請求期間①に係る保険料を請求者が主張するとおりに納付することはできなかったと考えられる。

また、所持する年金手帳及びオンライン記録によると、当該年金手帳の基礎年金番号は、請求者の夫の年金請求手続を契機に平成12年10月19日に付番されたことが確認でき、当該基礎年金番号の付番時点において、請求期間①の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について記憶しておらず、請求者の母も既に亡くなっていることから、請求期間①に係る具体的な状況が不明である。

加えて、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 請求期間②について、国民年金第3号被保険者については、国民年金法第7条第1項第3号において、「第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの」と定められている。

また、被扶養配偶者の認定基準については「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準について」（昭和61年3月31日付け庁保発第13号）が定められ、さらに、「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の運用について」（昭和61年4月1日付け庁保発第18号）において、第3号被保険者としての届出に係る者が、健康保険等の被扶養者として認定されている場合は、被扶養配偶者の認定基準に該当しないことが明らかであるときを除き、これを被扶養配偶者として取り扱う旨等の運用上の留意事項が定められている。

一方、請求者の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求者は、昭和58年4月10日に請求者の夫が加入していた健康保険の被扶養者として認定され、昭和63年9月14日に当該被扶養者としての認定を解除されていることが確認できるところ、請求者のオンライン記録によると、請求者は、平成18年8月4日に第3号被保険者に係る特例の届出を行い、前述の認定基準の運用規定のとおり、同月17日に、昭和61年4月1日（第3号被保険者の制度が創設された日）から昭和63年9月15日（当該被扶養者としての認定を解除された日の翌日）までの期間（請求期間②のうち昭和61年4月から昭和63年8月まで）に

ついて、第3号被保険者として記録されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間②のうち平成3年4月、同年7月から同年9月まで、平成4年8月から平成5年4月まで、平成6年4月から平成7年2月まで及び平成12年6月から平成19年12月までの期間については、請求者の夫が第2号被保険者ではなかったことが確認できることから、請求者は第3号被保険者となることができない。

また、請求者は、「請求期間②当時から現在まで、美容室を経営している。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者は、昭和63年9月15日から平成3年4月1日までの期間、同月13日から同月18日までの期間、同年5月22日から同年7月26日までの期間、同年10月1日から平成4年8月1日までの期間、平成5年5月17日から平成6年4月1日までの期間、及び平成7年3月1日から平成12年6月21日までの期間において、請求者の夫が加入していた健康保険の被扶養者として認定されていないことが確認できることから、請求期間②のうち昭和63年9月から平成3年3月まで、同年5月及び同年6月、同年10月から平成4年7月まで、平成5年5月から平成6年3月まで及び平成7年3月から平成12年5月までの期間について、前述の第3号被保険者としての要件を満たしていなかったと考えられる。

さらに、請求者が請求期間②の始期以前から平成19年12月10日まで住民登録をしていたA市の回答によると、請求者が昭和63年9月14日から平成19年12月11日までの期間において同市の国民健康保険の被保険者であったこと、及び請求者が平成19年12月11日から現在まで住民登録をしているB町の回答によると、請求者が同日から当該回答の作成時点までの期間において同町の国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

加えて、A市の国民年金の担当者は、「請求期間②当時の関係資料は残っておらず、請求者の第3号被保険者に係る届出の有無について確認することができない。」旨陳述している上、請求者の請求期間②当時の収入を確認できる資料（課税資料、確定申告書等）もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間②について、国民年金第3号被保険者の期間として認めることはできない。